

平成25年第1回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成25年3月15日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	3月15日午後2時0分宣告（第4日）	
出 席 議 員	1 番 井 戸 太 郎 3 番 奥 田 幸 男 5 番 植 田 い ず み 7 番 高 幣 幸 生 9 番 山 田 仁 樹 1 1 番 繁 田 智 子	2 番 戎 井 政 弘 4 番 森 田 勝 6 番 山 口 昌 亮 8 番 窪 和 子 1 0 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事 総 合 政 策 課 長 総 務 財 政 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 経 済 建 設 課 長 監 理 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 上 下 水 道 課 長 税 務 課 主 幹	岩 崎 万 勉 山 中 淳 史 森 井 惠 治 瓜 生 浩 章 岡 田 仁 大 浦 孝 夫 西 本 勉 経 堂 裕 士 城 光 良 水 谷 隆 英 塚 本 敏 孝 植 田 充 彦 上 田 武 司 今 村 雅 勇 島 野 千 洋 橋 本 雅 至
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長 書 記	西 脇 洋 貴 田 中 政 子
町長提出議案の題目	第1号に同じ	
議員提出議案の題目	発議第 1 号 平群町議会基本条例の一部を改正する条例 について	

<p>議員提出議案 の 題 目</p>	<p>発議第 2号 平群町議会委員会条例の一部を改正する条例について</p> <p>発議第 3号 平群町議会会議規則の一部を改正する規則について</p> <p>発議第 4号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>

平成 2 5 年 第 1 回 (3 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

平成 2 5 年 3 月 1 5 日 (金)

午後 2 時開議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 6 号 | 平成 2 4 年度平群町一般会計補正予算 (第 6 号) について
(総務建設委員長報告) |
| 日程第 2 | 議案第 2 4 号 | 平成 2 5 年度平群町一般会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3 | 議案第 2 5 号 | 平成 2 5 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 議案第 2 6 号 | 平成 2 5 年度平群町国民健康保険特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 議案第 2 7 号 | 平成 2 5 年度平群町水道事業会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 議案第 2 8 号 | 平成 2 5 年度平群町下水道事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 議案第 2 9 号 | 平成 2 5 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 議案第 3 0 号 | 平成 2 5 年度平群町学校給食費特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 議案第 3 1 号 | 平成 2 5 年度平群町介護保険特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 2 号 | 平成 2 5 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 1 1 | 議案第 3 3 号 | 平成 2 5 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 1 2 | 議案第 3 4 号 | 平成 2 5 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 1 3 | 発議第 1 号 | 平群町議会基本条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 4 | 発議第 2 号 | 平群町議会委員会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 5 | 発議第 3 号 | 平群町議会会議規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 1 6 | 発議第 4 号 | ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書 (案) |

日程第 17

委員会の閉会中の継続調査の件

平成 2 5 年 第 1 回 (3 月)
平 群 町 議 会 定 例 会 追 加 議 事 日 程

(第 4 号 の 追 加)

追加日程第 1 議案第 3 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

再 開 (午後 2時00分)

○議 長

皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成25年平群町議会第1回定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

町長より議案第35号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての議案の送付を受けております。

議案の取り扱いについて議会運営委員会を開催していただきますので、暫時休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時06分)

再 開 (午後 2時10分)

○議 長

それでは休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

○議 長

先ほど開催されました議会運営委員会の結果の報告を求めます。山口委員長。

○議会運営委員長(山口昌亮)

先ほど議会運営委員会を開催いたしました。審議内容については議案第35号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての取り扱いについてであります。審議の結果、この取り扱いについては本日の本会議に上程することにいたしました。

以上です。

○議 長

ただいま委員長の報告のとおり、議案第35号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、本日の日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、日程第12の後に議題とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。

議案第 35 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、本日の日程に追加し、追加日程第 1 とし、日程の順序を変更し、日程第 12 の後に議題とすることに決定いたしました。

議案の配付を行います。

議案配付

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い議事を進めます。

日程第 1 議案第 16 号 平成 24 年度平群町一般会計補正予算(第 6 号)
について

を議題といたします。

本案については、総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。下中君。

○総務建設委員長（下中一郎）

それでは、総務建設委員会委員長報告をさせていただきます。

総務建設委員会委員長報告。去る 3 月 5 日に開催されました平群町議会第 1 回定例会の本会議において総務建設委員会に付託を受けました、議案第 16 号平成 24 年度平群町一般会計補正予算（第 6 号）についての審議結果を御報告いたします。

今回の補正は、2 億 8, 999 万 7, 000 円の増額補正であり、歳出では、人件費の調整、国・県の事業採択に伴う事業費の増額補正、事業執行見込みによる不用額の減額補正、各特別会計への繰出金の調整、公債費では、繰上償還による借りかえ措置を行います。

歳入では、負担金、使用料の増額、事業採択に伴う国・県補助金の増額、町債では、退職手当債、借換債として公営住宅建設事業債の措置、道路橋梁新設改良事業債等の増額。

歳入歳出の差し引き超過分については、財政調整基金で積立金の増額により、収支の均衡を図ります。また、繰越明許費では、年度内執行が見込めない事業の繰越設定を行います。その結果、歳入歳出予算総額は 93 億 2, 699 万円となります。

主な質疑では、地域の元気交付金については、県から金額の指示があったのか、また、交付限度額は確定していないが、最低でも6,000万円の交付見込み額であるが、交付金の充当事業について質問があり、金額についての指示はなかった。おおむね1億円程度と考えていた。充当事業については、交付額等も確定しておらず、現在のところまだ考えていないが、平成25年度当初予算で3億4,000万円の未確定財源を組まざるを得ない状況にあり、既存の事業に充当が可能であるので、既存の予定している事業の財源として活用していきたいと考えている。ただ、すべてをそれに当てはめることはまだ決めていないので、やりたかったけれどやれていない事業についても検討はしていきたい。優先的には財源の確保という形で活用したいと考えているとの答弁がありました。

総務管理費の一般管理費の退職手当組合特別負担金の内容について質問があり、組合で退職手当の運営をしており、退職手当組合負担金は、毎月の職員給料に一定の率を掛けて支出しており、これに基づき退職手当を支給されるのは、普通退職、自己都合でやめた部分の金額であり、特別負担金については、定年・勸奨でやめられた場合、退職手当組合の率で差額分を町が負担する金額で、今年度末にやめる職員の分の特別負担金であるとの答弁がありました。

地域の居場所づくり推進事業費県補助金の今年度補正に至った経緯について質問があり、この補助金は23年度単年度事業であったが、県の基金が残っており、24年度の9月に35万円の補正を行い、小地域ネットワークの連絡協議会へ補助金の交付を行った。再度余裕があるということで、今回100万円の補助申請をし、採択をされた。この補助金は、施設整備の備品購入にも充当できるということで、かしのき荘等へのマッサージチェアの購入費を措置したとの答弁がありました。

民生費児童福祉費で、保育園の人権費と賃金で1,100万円減額されているが、子どもが減り、クラスが減ったことにより人件費が必要なくなったのか質問があり、給料の減額については、育児休暇の継続取得や、病気休暇の取得による分の差額の補正を行った。また、当初予算では、保育士の必要人数を計上しており、入所希望者の関係で保育士の募集を行ったが応募者がなく、空席の状態が何カ月間続いていたということもあり、その分が減額補正ということで計上を行った。その間の保育については正規職員で対応を行ってきたとの答弁がありました。

町外保育委託が当初計画19人から29人に増えた理由について質問があり、町外保育が増えた原因は、基本的には転入者が以前通っていた保育園にそのまま行きたいという方が約半数。また、勤務地の近くということで希望され

たことによるもので、平群町内の保育園にあきがないから町外に求められた方は、平成24年度はおられないとの答弁がありました。

予防費の医師賃金の減額の内訳と算出根拠について質問があり、医師賃金については王寺周辺広域医師会と王寺周辺広域市町村圏協議会で1時間当たり2万3,600円で契約をしており、今回、ポリオの生ワクチン集団接種の廃止により、5名分として11万8,000円の減額を行ったとの答弁がありました。

斎場の収入が600万円増額で、歳入が3,650万円、一方、運営費も光熱水費を増額し、歳出が3,616万円になる。ランニングコスト全部で賄えるということになるが、新年度予算でも収入で3,500万円の予算措置をしているが、今後の見込みについて質問があり、人体火葬で平成25年2月まで一番少ない月で23体、多い月で約40体の火葬が営まれた。2月末で補正額と同額程度の歳入が既にあり、今後しばらくの期間は、平成24年まではいかないとしても近い実績になると考えているとの答弁がありました。

斎場運営で、燃料代、人件費等のランニングコストも含め、1体の火葬費用について質問があり、建物の減価償却を含めた場合、1体当たり20万円から30万円の費用がかかる。現年の部分では、10万円程度の費用であると答弁がありました。

し尿処理委託料で1割強減っている内容について質問があり、予算額と実施に伴う契約との差金である答弁がありました。また、し尿運搬・処理に係る経費削減について質問があり、平群町のし尿処理は全面的に業者に委託という方向でこれまでも進めており、今は養父市の処理施設で処理をしている。近隣市町村での処理については理解をしているが、相手のあることでもあり、町としても十分検討をしていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

治山事業で平群町内での危険箇所の把握と対策について質問があり、家屋の裏山の危険状況の把握はしていないが、現在、奈良県郡山土木で土砂災害の警戒区域の調査を3カ年事業で行っており、平群町全域の中で、レッドゾーン、イエローゾーンの指定を行い、地域の住民の皆様を示していく。あわせて、レッドゾーンに指定されれば建築物の建築制限がかかってくると聞いている。町では、今の段階で個別具体的な補助メニュー等はないが、今後、県が制度を制定していく中で、県と調整を行い検討していきたいとの答弁がありました。

ため池調査は、県100%補助で、306万円計上されているが、台帳では217カ所のため池が町内にあるということで、今回調査される基準について質問があり、51カ所のため池で受益面積が2ヘクタール以上のため池で、災

害の影響が一定あるという判断で設定されているとの答弁がありました。

道路新設改良費で、緑ヶ丘循環道路の北小学校前の歩道の改修工事という説明があったが、桜並木の取り扱いと、今後緑ヶ丘の歩道の舗装整備計画について質問があり、今回の北小学校前の歩道改修については、桜が植えられているところであり、歩道路面に段差が生じている。学校側からの要望等もあり、工事施工については、学校関係者等と協議を行っていききたい。また、緑ヶ丘循環路線歩道改修業務として測量設計業務で延長1,308メートル、緑ヶ丘バス路線の測量設計を計画している。維持補修工事で北小学校前の延長200メートルを予定しており、今後予算の範囲内で順次改修等を検討していききたいとの答弁がありました。

道路ストック点検業務で約2,400万円計上されているが、業務発注業者について質問があり、今回道路ストック点検事業のメニューは、路面性状調査、舗装長寿命化計画の策定、路面下の空洞調査、トンネル点検調査となっている。本町としても初めての事業であり、現在奈良県等が実施している中ではコンサル業者に発注されており、他の自治体の例を参考に業者選定を行っていくとの答弁がありました。

道路ストック点検の中に橋梁点検が入っていないが、橋梁点検の実施についての質問があり、橋梁の長寿命化点検については、昨年度から奈良県が中心となって長寿命化計画策定委員会において、現在策定をしている。平群町の対象橋梁は100橋で、延長15メートル以上が28橋ある。途中経過では、平群町の中では特に注意が必要な損傷等は確認されておらず、全体的には良好な状態となっている。今後、長寿命化修繕計画に基づき、良好な状況を保つため、予算の範囲内で整備を行っていくとの答弁がありました。

以上が主な質疑の内容であります。

審議の結果、本案は全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上が当委員会に付託を受けた議案の審議の結果であります。よって、ここに御報告いたします。

平成25年3月15日

総務建設委員会

委員長 下 中 一 郎

以上でございます。

○議長

御苦労さまでした。

議案第16号 平成24年度平群町一般会計補正予算（第6号）についての

委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。
これより議案第16号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

続きますして

日程第2 議案第24号 平成25年度平群町一般会計予算について

日程第3 議案第25号 平成25年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第4 議案第26号 平成25年度平群町国民健康保険特別会計予算について

日程第5 議案第27号 平成25年度平群町水道事業会計予算について

日程第6 議案第28号 平成25年度平群町下水道事業特別会計予算について

日程第7 議案第29号 平成25年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第8 議案第30号 平成25年度平群町学校給食費特別会計予算について

日程第9 議案第31号 平成25年度平群町介護保険特別会計予算につ

いて

日程第 1 0 議案第 3 2 号 平成 2 5 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計
予算について

日程第 1 1 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度平群町後期高齢者医療特別会計予
算について

日程第 1 2 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度平群町用地先行取得事業特別会計
予算について

以上、11 件は会議規則第 37 条の規定により一括議題とします。

本案 11 件については、予算審査特別委員会に付託をしておりますので、委
員長の報告を求めます。高幣君。

○予算審査特別委員長（高幣幸生）

それでは、予算審査特別委員会委員長として予算審査特別委員会委員長報告
をさせていただきます。

去る 3 月 6 日平群町議会第 1 回定例会の本会議において、当委員会に付託を
受けました平成 2 5 年度一般会計及び特別会計予算 11 議案に対する審議の結
果を御報告申し上げます。

（1）議案第 2 4 号 平成 2 5 年度平群町一般会計予算について

平成 2 5 年度一般会計予算の総額は 6 7 億 9, 5 0 0 万円で、前年度当初予
算と比較して 1 6 億 9, 9 0 0 万円の減額となっております。

本案の審議は、まず歳出全般について行った後、各款ごとに区切って行い、
次に歳入全般にわたって行いました。

その主な審議内容について、順次御報告申し上げます。

歳出全般では、高齢者から子どもまでが安心して暮らせる緑豊かで心豊かな
子どもの歓声が聞こえるまちということで、これを具体的に予算にどのように
反映されているのかと質されました。「第 5 次総合計画」では、町の将来像を
「緑豊かで心豊かな子どもの歓声が聞こえるまち」ということで設定をしてお
ります。「第 5 次総合計画」のまちづくりの基本戦略で種々の重点施策、各基
本施策の設定を行っているが、その施策すべてが平成 2 5 年度の予算の中に反
映されているというものではないが、基本的な考え方として、将来像を実現す
るためにその施策の実施に向けて努力をしていくとの答弁がありました。

次に、各種団体への補助金がほとんど減額になっているが、どういう基準で
減額されたのか質され、基本的な考え方として、原則的に 1 0 % の削減をお願
いをしました。ただ、団体によっては、実情に合わないということもあり、諸
事情も勘案したとの答弁がありました。

議会費。

平成24年度9月定例議会で決議したネット中継の予算が平成25年度当初に入っていないが、当然この間議論があったように優先順位をつけてやっておられると思うが、計上されていないことを質され、議会ネット中継の優先順位が低いという考えはないが、財政が非常に厳しいということで、平成25年度予算には計上しなかった。他とのバランスもあり、じっくり考えていきたいとの答弁がありました。

総務費。

退職手当組合の負担金が平成23年度決算で6,628万4,000円、平成24年度当初予算が1億1,479万8,000円、平成25年度当初予算では1億5,942万3,000円計上され、増えていることについて質され、平成24年度から負担金の掛け率が上がっており、平成25年度から特別職で1,000分の350、一般職で1,000分の230となり、平成26年度は同額だが、平成27年度は、特別職が1,000分の330、一般職員が1,000分の230となる。特別職についてはその数値で平成32年まで、一般職については平成28年度で1,000分の220に変わっていくとの答弁がありました。

企画費で委託料1,721万1,000円の内容について質され、この委託料は平成24年9月定例議会で補正をした財政分析、並びに健全化プラン策定に向けた主要課題として公共用地、公共施設の有効活用等活性化策の推進並びに検討を行う行動計画策定業務で土地開発公社から買い戻した用地も含めた形で、町有地全般と現在使用している施設の経年劣化した部分等々も勘案しながら取り組んでいる。平成26年3月にはこの行動計画ができ上がってくるスケジュールとの答弁がありました。

財産管理費の委託料で1,115万8,000円、これは緊急雇用対策を活用しての事業で、老朽化施設の維持・補修計画の策定と聞いているが、内容について質され、現在、本町で所有している公共施設が複数あり、抜本的な修繕、改修が十分に行き届いていない現状があることから、公共施設の適正な維持管理を行うことにより老朽化した施設の長寿命化を図ること、そして利用者の利便性の向上を図ることを目的に行うものであり、具体的には各建築物の老朽度合い、耐震対応といった現況調査、維持補修や利便性向上のための改修等に係る費用積算を行って実施手法も含めた改修に係る年次計画及び実施計画を策定するものである。この調査の期間として平成25年度末までと予定しているが、できるだけ早い時期に成果報告書が上がってくるように努力し、内容に応じて次年度以降、緊急性の高いものから順次実施していくとの答弁がありました。

防犯対策費で事業・業務委託料1,623万4,000円の事業内容と防犯

灯設置補助金との関係について質され、この事業は、緊急雇用の事業を活用して行うもので、人件費として約950万円、その他の費用約670万円で防犯灯のLED化を進めていく事業である。内容としては事業委託として、町内の防犯灯の状況を確認し、台帳整備を行い、不備な防犯灯を確認した上でLEDに切りかえをし、基本的には町内業者への委託の方向で考えていきたいとの答弁がありました。また、自治会防犯灯設置補助金も平成25年度200万円計上しており、平成24年度と同様に各自治会に約5灯補助をしていくと、あわせて答弁がありました。

民生費。

平群町の年少人口は近隣に比べて非常に少ない。そのためにも小学校卒業までの医療費無料化は平成25年8月からでも実施するべきだと、子どもの医療制度の拡充について質され、子どもの医療費の助成については慎重に考えなければならない。子どもの医療費助成が一定効果があるのかということも検証しなければならない。しっかり研究して財政もにらみながら検討していきたいとの答弁がありました。

次に、学童保育運営費、使用料及び賃借料で平成25年度はプレハブ使用料が予算措置されていないことについて質され、西学童保育所のプレハブのリース料の契約が平成14年12月から平成24年11月30日までとなっており、契約が終了後プレハブの無償譲渡により、町の所有物となったことからリース料が不要になったとの答弁がありました。

次に、福祉医療費の扶助費でひとり親家庭等の医療費が平成24年度の当初予算に比べて増額になっているが、対象の世帯数は何世帯あるのか、また、障害者福祉費の育成医療費約200万円予算化をされている、その内容について質され、ひとり親の世帯数は平成25年2月末現在、127世帯となっている。育成医療は身体に支障がある18歳未満の児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる児童が、その障害を除去、あるいは軽減する効果が期待できる手術等の治療を行う場合の医療費を一部公費負担する自立支援法に基づく制度で、平成25年4月1日より県から町へ事務移譲をされます。これらの医療費の一部公費負担内容は、特定の治療行為に係る医療費の自己負担を3割から原則1割負担とし、また低所得者や重度に該当する方はさらに自己負担額を軽減するという制度である。予算要求の方法は、県から提供されたデータでは現在の人数、県内の合算の公費負担額であり、障害の種別や治療費に係る医療費データ等は具体的には明らかにされていないため、利用人数を9人とし、公費負担医療費については、更生医療の額を参考にして積算をしたとの答弁がありました。

次に、介護保険サービス利用料等軽減が平成24年度と平成25年度当初予算に比べて金額が半額になっており、申請者に対する認定者、認定者に対する利用者がかなり少ないという印象を受けるが、この利用者の人数をどのように見ているのか、またその対策について質され、社会福祉法人の軽減、町独自の軽減、両方とも人数が減ってきている。申請があつて、認定が少ないことについては、扶養関係で非該当になるというケースもある。また、平成24年は線引きの見直しによる収入基準の変更による減もある。認定をとって利用がないということは、対象となるサービスを利用されていないということである。他の市町村と比べてみると、社福については他市町村とも少ない利用人数だが、町独自というのはいちばん少ないのが現実である。対策として、対象となる方に勧奨通知を送り、できるだけ使っていただくように取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、衛生費。

塵芥処理費、不燃物処理委託料の4,000万円は平成24年度の当初予算に比べ減っている。その要因を分析しているかと質された。このことに関して、廃プラについては当初計画で200トン見込んだが、平成25年3月末の予測を見ても約120トンの伸びしか見えてないとの答弁がありました。

次に、不燃物処理委託料の粗大ごみの処理単価は平成23年度に比べて若干安くなっているが、平成25年度も平成24年度と同じ単価になっている。他町と比べても約1.5倍高い。平成25年度の粗大ごみだけを見ると、この予算どおりとして1トン当たりの処理費は平均すると6万円を超える。これをどう安くするか、他町並みにすれば、2,400万円の予算が33%安くなる。入札制度にするべきだと質され、他町と平群町との処理の方法、形態が基本的に異なるが、できるだけ経費を削減できるように、業者と交渉を進めていくとの答弁がありました。また、中間処理すれば当然有価物も出るが、平成25年度予算で見ると、粗大ごみの処理予測が400トン、うち残渣が120トン、焼却が280トンで、有価物が出ないことになっているが、この予算でよいのかと質され、粗大ごみ等の関係で400トンの予算措置を行ったとの答弁がありました。

次に、廃棄物減量推進事業費で、家庭ごみ有料化により財源として1,258万9,000円をその他収入で充てられているが、平成25年10月に有料化することによって住民の負担は幾らになるのかと質され、住民負担として1,258万9,000円、1世帯当たり約150円となる。販売手数料については、手数料で支出していくとの答弁がありました。

次に、家庭ごみ適正排出事業として、緊急雇用事業で2名雇用されているが、

具体的な業務の内容とごみステーションの整備の進捗状況について質され、緊急雇用事業は本町の全ごみステーションの台帳化、ごみ分別パンフレット、ごみカレンダーの作成、ステーションへのごみ分別・排出プレートの作成、ごみ出し方法が不適正排出について指導をしていく。ごみ集積場の設置状況は平成23年度に13自治会86カ所、平成24年度は2月末で14自治会、31カ所の申請があるとの答弁がありました。

次に、不法投棄防止のための町内パトロールについても、緊急雇用対策で何年か前から続けているが効果はどうかと質され、平成21年度から夜間パトロールを実施している。効果は不法投棄の箇所とか量とかで比べればかなり減ってきており、具体的に数字にあらわすのは難しいが、パトロールによる不法投棄の抑止効果は顕著にあらわれている。しかし、不法投棄はいまだ町内で起こっており、警察とタイアップして犯行者を割り出し、平成24年度も2件対処したとの答弁がありました。

次に、この事業にあわせて監視カメラ、看板の設置はどうなっているかと質され、平成24年度には看板の設置を行った。平成25年度には監視カメラの設置条件等もあるが、箇所・期間を決めて設置するよう考えているとの答弁がありました。

次に、王寺周辺広域休日応急診療は、休日にはなくてはならない施設であり、診療は内科だけであるが、医師を増やすという協議は組合でされているのかと質され、非常に厳しい財政状態であり、新たに医師を増やすという議論にはなっていないとの答弁がありました。

労働費。

平成24年度は失業対策費として予算が計上されていたが、平成25年度に措置されていないことについて質され、平成24年度は緊急雇用対策事業分を措置していたが、平成25年度は道路新設改良費で措置したとの答弁がありました。

次、農林水産業費。

信貴山の森林とのふれあい推進事業の内容について質され、この事業は、県有地、国有地を除く民間の森林の整備であり、事業区域として信貴山を中心に、大門ダム、信貴山城周辺の森林整備を予定している。基本的には景観に支障のある木の伐採、それにかわる植栽を中心とした景観整備事業を考えており、平成24年度は三郷町、平成25年度で平群町の単年度事業であるとの答弁がありました。

次に、有害鳥獣駆除事業について、アライグマやイノシシなどによる農産物の被害を防ぐための駆除をしているが、定期的にとれるイノシシの肉を活用し

での地域振興が図れるかと質され、イノシシの捕獲駆除を実施しており、大きなイノシシは食肉加工をしている。平成23年度実績では135頭を駆除、そのうちの6頭を食肉加工したとの答弁がありました。

次に、国土調査費が平成24年度より約1,700万円増えている理由と、未整備地区について質され、長期間、国土調査をこななかったが、平成25年度から国土調査を再開することとなり、予算計上を行った。未整備地区は、椿井、平等寺、白石畑、三里、梨本、上庄の山間部分であるとの答弁がありました。

次に、商工費。

観光費の委託料、事業業務委託料898万8,000円、緊急雇用事業で計上されているが、観光PRは大事であり、緊急雇用で何人を雇用するのかと質され、観光PR事業で主に平群ブランドの運用計画と観光ホームページの制作、PR素材の収集整理を行い、委託事業の中で3名雇用をしているとの答弁がありました。

次に、委託業者から現在事業提案をされている内容について質され、観光ホームページについては、新たな観光素材を発掘して、疑似体験でバーチャル散策ができるような観光ホームページをつくることも計画している。また、PR素材についても町民との連携をとる手法を考えており、観光ポイントを設定し、四季折々や朝夕の写真撮影を計画しているとの答弁がありました。

次、土木費。

道路新設改良費、維持補修工事の施工場所について質され、東初香台190号線で、初香台地区の道路内を舗装工事、西若井・初香台154号線の道路補修、椿台団地内道路舗装、北信貴ヶ丘団地内道路舗装、南椿井158号線の舗装工事等を計画しているとの答弁がありました。

次に、道路新設改良費で用地購入費883万5,000円が計上されているが、用地を購入する場所と面積、単価について質され、南椿井158号線の用地拡幅部分で面積は約95平方メートル、単価は奈良県が県道拡幅工事に伴って鑑定を行った価格を参考に1平方メートル単価約9万円が計上したとの答弁がありました。

次に、既に工事着手をされているが、鑑定価格と購入価格が合わない場合はどうするのかと質され、数年来の継続工事で、地権者から施工承諾を得て段階的に拡幅をしてきた。地図混乱地があり分筆登記ができなかったが、平成25年度には分筆登記が完結する。分筆登記が完結すれば、対象用地について町が鑑定を委託し鑑定額で購入していくとの答弁がありました。

次に、県産の木材を利用するという方針が平群町で平成25年2月に定めら

れており、町営住宅の改修工事の中で、県産材を使用するのかと質され、平成25年度の工事予定では部材的に利用できるものは見当たらない。今後、公共建築物については計画段階で利用できるものがあれば、利用していくとの答弁がありました。

次に、教育費。

大規模改造事業の施工管理委託料1,057万4,000円となっているが、積算根拠は、また大規模改修工事に6億何千万円もかかるが、平成26年度に計上されるのかと質され、教育委員会が直近で工事を行った北小学校の体育館改修工事と耐震化工事を参考に県とも協議を行い、工事費の3%で計上を行った。今後、入札に基づいて適正に執行していくとの答弁がありました。また、平成25年度に係る施工管理委託料分で、残りは債務負担行為を行っており、平成26年度予算で措置するとの答弁があわせてありました。

次に、工事請負費で、仮設プレハブで1億円をかけるのは無駄ではないか、安全を確保すれば技術的にできると思うが、考え方について質され、大規模改造工事で20教室が移動することになり、現在東小学校では空き教室がない状態である。仮設校舎の必要性については協議を行った。保護者説明会の中でも、学習面で影響がある騒音、ほこり対策について多くの意見があり、教育委員会としては、安全・衛生上、仮設校舎が必要であるとの結論に至ったとの答弁がありました。

中央公園サブグラウンドは、ほとんど使用されていない状況である。使っていないければ所有者に返すべきだと質され、中央公園のメイングラウンドが使用される場合に練習等に利用している。利用料は無料であるが、利用料を徴収できるまでの整備工事を行うには工事費も高額となり、また借地ということもあるため、そこまでは至らなかった。町有地も含まれていることから、将来的には町有地の活用も含め一定議論していかなければならないとの答弁がありました。

総合型スポーツクラブ自立支援金補助400万円計上されており、諸収入で360万円を事業に充てられているがどういう補助金か、また、積算根拠及び事業内容について質され、スポーツを通じて体力づくり、健康保持増進を目指し、自主運営されるクラブを支援するため、5年間のtoto助成金を活用して町が補助していく。補助内容としては、クラブマネジャー、指導者、スポーツ用具類購入等で事務所は総合スポーツセンターに置くとの答弁がありました。

次に、あすのす平群の緊急雇用で、子どもの読書活動推進で2名、地域資料整備業務で1名の雇用がある。ただ、子どもの読書活動分は平成25年9月末

に雇用が切れ補充ができない状態は好ましくないと思うが、今後の運営について質され、1名は10月以降、一般財源での確保を行っている。現在のところ、厳しい財政状況の中、臨時職員で対応をしているが、将来的には正規職員化を考えていかなければならないとの答弁がありました。

次に、公債費。

平成24年度の地方債年度末残高が、昨年度の資料と今年度資料とでは5億円近くの差異について質され、11月、12月に臨時財政対策債を発行したことにより、約4億円の差異が生じているとの答弁がありました。

以上が一般会計歳出全般の主な審議内容であります。

続いて、歳入の主な審議内容について御報告申し上げます。

町税の滞納繰り越し分に対する収入見込みが平成24年度の当初予算では29.0%で見込まれていたが、平成25年度は18.8%で計上されている根拠について質され、平成18年度から滞納繰り越しが約5億円あったが、現在の滞納調定は約7,400万円となっており、滞納整理が相当進んできたため、見込みも落ちてきている。平成25年度の18.8%については、奈良県の平均の滞納繰り越し分の徴収率を参考にしたとの答弁がありました。

固定資産税で平成25年度の土地の調定額が4億100万円。平成24年度当初の3億9,100万円より1,000万円増えている理由について質され、土地については平均で1.8%地価が下落しており、税額にして約650万円の減を見込んでいる。また、国土調査が実施対象地区全体の87.78%（一部未登記を含む）が現在完了しており、税の負担の公平性や均等など総合的に考慮して平成25年度より登記地籍課税を行うことにより、1,350万円の増を見込んでいるとの答弁がありました。

平群駅周辺整備事業に伴う収税効果について質され、事業区域内の土地については、使用収益が開始になったということで、平成25年度までにみなし課税をした方が約40名で、道路整備をされたことにより路線価は若干上がっているが、約2割の減歩があるため、あまり変動がない状況になっている。家屋は新築13棟、滅失16棟で、滅失分は建築年が古いため影響が少なく、新築分で70万円の増収になっているとの答弁がありました。

次に、町たばこ税について849万3,000円の増となった理由を質され、たばこ税の増額については平成22年10月に税率改正があったが、平成25年度に県と町の配分改正があり、1,000本当たり4,618円から5,262円に約1.14倍に変更になったことから、この増加分を見込んだとの答弁がありました。

町営住宅使用料で、滞納額が年間の家賃収入合計を上回っている。今後抜本

的な対策が必要だと思うが、取り組みについて質され、庁内でも一定私債権に関する滞納については問題意識を持っており、具体的な法的措置も含めて弁護士に指導をいただいている。今後も公平・公正を目指して、庁内協力、連携をして引き続き取り組んでいきたいとの答弁がありました。

幼稚園使用料収入で、対象人数が平成24年度当初予算より平成25年度は減っている要因について質され、新入園児の入園申し込み人数は、平成24年度は180人と見込んでいたのが、平成25年度は157人の見込みということで、年少クラスで3クラスあったのが、今回は2クラスと減になった。原因としては、子どもの数の全体的な減と、現在幼保一体化の中で未確定な部分もあり、年少で入園をされた場合、3年後には場所が今の幼稚園から変わるということも原因ではないかとの答弁がありました。

以上のような審議内容であります。

討論で、個人住民税が年々減少している。もちろん全国的な傾向でもあるが、特に近隣に比べて減少率が非常に大きい。この5年間で13.5%も落ちている。これは、この数年間の住民負担増や福祉切り捨てが大きく影響していると言わざると得ません。また、審議の中でも明らかにしましたが、15歳以下の年少人口が極端に低い。こういう現状も将来のまちづくりには大きな問題だと考えている。それにもかかわらず、新年度予算ではこのような平群町が今抱えている問題や課題を何ら解決するものになっていない。それどころか、固定資産税の超過税率の継続、また、新たに住民負担増になる約束違反の市街化調整区域への増税、税金の二重取りとも言える家庭ごみ有料化等、計上されている。このような新年度予算では、住民の暮らしを守る姿勢、また将来のまちづくりを展望する姿勢が基本的に欠如していると言わざると得ません。そういう意味で、平成25年度一般会計予算には反対するとの討論がありました。

また、執行に当たって改善していただけることを期待して賛成との討論と、確かにここ数年、税収も伸び悩み落ち込んでいるのが現状である。その中で、町長の意を酌んだ夢のあるような予算編成は厳しいと思う。これはだれが当事者になっても同じだと思う。「第4次総合計画」が10年が過ぎ、これから新たな出発ということで、それに基づく予算編成で臨まれたということである。ただ、その中には厳しいものがあり、各住民からもいろんな反発もあるかと思うが、やはりつらいときはお互いに痛みを分けるという姿勢で臨んでいってほしいと思う。特に住民生活に直結する分については、所要の予算措置もされており、昨日の総括審議、きょうの予算審査の中でも各議員から厳しい意見もあったが、執行に際してはなお一層の注意を払っていただくことを付して賛成したいとの討論がありました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり可決することに決しました。

(2) 議案第25号 平成25年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算について

本年度は貸付償還に要する経費を計上しており、予算総額は4,413万2,000円となっております。

質疑では、平成24年度末の実質収支の見込みと、返済完済者の人数について質され、平成24年度単年度では500万円程度の黒字決算となる見込みで、大きな要因としては裁判所に2件の競売申し立てを行っており、1件が競売完了したことによるものである。返済完済者は149名、今後返済される方は59名との答弁がありました。

今後の財政見通しについて質され、平成25年度末の償還残高が約8,500万円となっており、収支シミュレーションをしながら住宅新築資金貸付会計が終了できるよう、債権回収により一層努めていきたいとの答弁がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(3) 議案第26号 平成25年度平群町国民健康保険特別会計予算について

本年度は、歳入の国民健康保険税では、医療分の均等割と平等割の改正を行い、歳出では特定健康診査受診率の向上を図るため、特定健康診査結果返却者への商品券の配布、総合健診事業では補助金の増額、対象年齢の引き下げの実施、がん検診の啓発にあわせ眼底検査の新規実施等を行い、また医療費となる療養諸費、後期高齢者支援金、第2号被保険者にかかる介護納付金、高額医療費共同事業拠出金等も計上しており、予算総額は25億200万円となっている。

質疑では、平成23年度に資産割の廃止、平成24年度で税率を改正されているが、平成20年度の税率のまま課税をしていたら現在で幾らの黒字になっていたのかと質され、約4億3,000万円の歳入超過になっていたとの答弁がありました。

平成20年度の税率改正について質され、国民健康保険会計では平成19年度末で約8,000万円の歳入不足があるとともに、平成20年度には支援金分の制度改正があり、町としてはそのことも含め、その時点で判断をして税率改正を行ったとの答弁がありました。

平成25年度予算で、国・県からの療養給付費、調整交付金が補助基準で計算したより少ないが、その積算根拠についてと、平成25年度では税率改正により4,800万円引き下げの試算をされているが、前年当初に比べ国保税収入が5,250万円減となっていることについて質され、療給国庫負担金、調

整交付金は基準で計算をしている。ただ、積算の中で前期高齢者交付金と前期高齢者の財政調整で退職者医療からの交付金約2,000万円を引いているためとの答弁がありました。また、住民所得ベースで2.6%の減を見込んでいるとの答弁があわせてありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(4) 議案第27号 平成25年度平群町水道事業会計予算について

本年度は、収益的収支のうち水道事業収益では、水道使用料、給水工事負担金、一般会計からの補助金を計上し、収益総額は4億9,630万8,000円、水道事業費用では、県営水道受水費、各浄水場の動力費、維持管理費、漏水調査委託料等を計上し、費用総額は4億7,745万6,000円となっている。

また、資本的収支のうち資本的収入では工事負担金、企業債を措置し、収入総額5,680万7,000円、資本的支出では配水給水設備費、建設改良費、企業債の償還金を措置し、総額1億2,454万8,000円となり、不足する額6,774万1,000円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものである。

質疑では、平成25年度の県水の受水量について質され、平成25年度は192万トン进行予定している。平成24年度当初は190万トン、補正で2万トンの増を行い、合計で192万トンであるとの答弁がありました。

県水の受水単価による引き下げ分を住民に還元する考えについて質され、県の受水費の値下げによって生み出される財源については、膨大な設備の更新費用あるいは耐震化の費用に充てていきたい。料金値下げによる還元ではなく設備更新により住民サービスに還元していくとの答弁がありました。

給水件数について質され、平成24年度当初予算で7,700件、9月調定では7,760件となっている。平成25年度は新規の申し込み件数を約60件を見込んでいるが、廃止等もあることから、7,780件を見込んだとの答弁がありました。

討論では、県水の受水単価の引き下げにより、県下では6自治体から8自治体が値下げの方向だと聞いている。町の税収の落ち込みでも明らかのように、住民の暮らしは本当に厳しくなっている。来年度からは消費税の増税も予定されており、何らかの形で住民の皆さんの暮らしを守る施策を行うのが本来の行政の役割だと考える。ましてや、こういう県からの経費減があったわけですから、住民にそれを還元すべきだと考える。それを還元しないのは、住民に対する裏切り行為にも等しい。このように考え、平成25年度の水道事業会計については反対をするとの討論がありました。

また、収益的収支の大半を占める水道の使用料、これも節水意識の強まりで伸び悩んでいる中で、受水費の引き下げということも議論されているが、住民の生活を守るために、本庁舎を始め、各上水道の危機管理に充てたいということをはっきり明言されたので、清浄で安全な水の提供のためには安定した水道会計が望まれるので、賛成したいとの討論がありました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり可決することに決しました。

(5) 議案第28号 平成25年度平群町下水道事業特別会計予算について
本年度は、下水道管理費において下水道施設の適切な維持管理を実施するとともに、下水道建設費においては公共下水道事業として月見台、椿台、若葉台、緑ヶ丘、吉新、竜田川の各地区での管渠整備を実施し、流域下水道事業として浄化センター及び幹線管渠の建設費等を流域下水道事業町負担金として計上しており、予算総額は5億9,310万円となっている。

質疑では、椿台、緑ヶ丘地区工事が予定されているが、対象地域、対象件数について質され、今回の対象は緑ヶ丘ショッピングセンターの真向かいにある浄化槽に関連する下水道管の一部改修と、現在整備を行っている椿台からおりてくる幹線への接続工事であり、緑ヶ丘地区については、工事が完成しても供用の対象にはならない事前整備との答弁がありました。

光ヶ丘地域の接続状況について質され、光ヶ丘地域については平成24年度内に接続することで県と協議を行っている。供用開始が平成25年4月からの開始予定のため、浄化槽のくみ取り撤去については平成25年度中、加入負担金については平成24年度予算で計上しているとの答弁がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(6) 議案第29号 平成25年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について

本年度は、施設管理費において集落排水施設の適切な維持管理を実施するとともに、施設整備費においては公共ます設置工事等と農集下水道事業債管理基金の積み立てを計上しており、予算総額は4,010万円となっている。

質疑、討論はなく、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(7) 議案第30号 平成25年度平群町学校給食費特別会計予算について
本年度は、おいしい給食を提供するため、地元産の新鮮な野菜を取り入れ、安全で栄養のある食材を使用した給食づくりを進めるため、学校給食実施に係る費用を計上しており、予算総額は7,397万9,000円となっている。

質疑では、地元農産物使用品目に対する金額がわかる資料の提出について質され、今後、決算時期に地元野菜の購入金額、一般業者からの購入金額を提示していきたいとの答弁がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(8) 議案第31号 平成25年度平群町介護保険特別会計予算について
本年度は、第5期計画に基づき、保険事業勘定では総務費、保険給付費、地域支援事業費等を計上しており、予算総額は13億7,050万2,000円となっている。

サービス事業勘定では、総務費で人件費等、事業費で居宅介護予防サービス計画費に係る事務費等を計上しており、予算総額は991万1,000円となっている。

質疑では、今年度の決算見込みで運営協議会の資料では、基金繰入金1,167万円、繰越金100万円、基金積立金1,500万円で実質収支は230万円となっているが、間違いがないかと質され、決算見込みどおりにいけば約300万円を基金に積み立てができるとの答弁がありました。

認定結果については、審査会が30日以内に結論を出すことで努力をしていますが、若干遅れているケースがある。その原因は何か、また認定者数が増えている要因について質され、審査会へは訪問調査の報告、主治医意見書を送っているが、主治医意見書が遅れていることや、入院中に申請が上がってくる場合があり、病院に出向いて調査をしているが、利用者との調整がつきにくい場合があることが遅れる原因であるとの答弁がありました。また、認定者数も年々増えてきており、高齢化率の伸びや地域包括支援センター等での啓発や訪問により認定に至ってくるケースがあり、このことが要因で認定率が上がっているとの答弁があわせてありました。

計画値や当初予算を上回るサービス利用が伸びたことにより、サービスに制限が加わったり、認定が厳しくなったりすることはないかと質され、当然そのようなことはないとの答弁がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(9) 議案第32号 平成25年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について

就学の奨励と教育の機会均等を図り、有能な人材を育成するため引き続き実施するものであり、予算総額は108万円となっている。

質疑、討論はなく、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(10) 議案第33号 平成25年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について

本年度は、後期高齢者医療制度における、後期高齢者医療広域連合負担金に係る事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金及び事務費を計上しており、予算総額は2億8,223万6,000円となっている。

質疑では、滞納の徴収状況について質され、基本的には税と同じ取り扱いを行っているが、高齢により納めに行きにくい方には自宅への訪問徴収を行っている。平成23年度繰り越し分については、不納欠損が1件あるが、平成24年度にすべて徴収を行ったとの答弁がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(11) 議案第34号 平成25年度平群町用地先行取得事業特別会計予算
について

本年度は、土地開発公社の事業用地の先行取得を目的に発行した用地先行取得債に係る償還金を計上し、予算総額は1億3,920万円となっている。

質疑、討論はなく、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審議結果であります。よって、予算審査特別委員会委員長報告といたします。

平成25年3月15日
予算審査特別委員会
委員長 高 幣 幸 生

以上でございます。

ありがとうございました。

○議長

はい、委員長、御苦労さまでございました。

3時35分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時21分)

再 開 (午後 3時35分)

○議長

休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

○議長

これより、順次質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第24号 平成25年度平群町一般会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。山口君。

○6 番

新年度一般会計予算には反対をいたします。

予算委員会の討論でも指摘しましたが、平群町の住民所得が相当減少してると、こういうことは見過ごせない状況に來ていると考えています。そのことは、個人住民税がこの4年間で13.5%も減少していることにもあらわれています。原因には、全国的な傾向である不安定雇用の増大や人口減によるものですが、平群町の場合は近隣に比べても減少率は大きくなっています。これは、この数年間の住民負担増や福祉切り捨てが大きく影響していると言わざるを得ません。

また、これも予算委員会で指摘しましたが、平群町は15歳未満の年少人口が極端に低い現状にあります。これは明らかに平群町の行財政が悪循環に陥っていることを示すものであり、今後のまちづくりはもちろん、今後の町財政にも大きな影を落としています。だからこそ町の予算編成は、このような平群町が今抱えている問題や課題を解決する、そのための施策をしっかりと実施することが求められています。例えば医療費の無料化の拡充や、子どもたちの給食費を無料にするなどの思い切った施策です。

ところが、新年度予算案には固定資産税の超過税率の継続、また新たな住民負担である約束違反の市街化調整区域への増税、税金二重取りの家庭ごみ有料化など、行財政の悪循環をさらに進める住民負担増が計上されています。このように新年度予算案は住民の暮らしを守る姿勢、将来のまちづくりを展望する姿勢が基本的な点で欠如していると言わざるを得ません。そういう意味から、平成25年度一般会計予算には反対をいたします。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。下中君。

○10 番

平成25年度平群町一般会計予算については、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

新年度の予算につきましても3億4,000万余りの未確定財源を組まざるを得ないという厳しい中での編成であります。特に新規事業については凍結または中止ということも聞いておりますし、各団体への補助金も一律10%とい

うふうなぐあい、本当に厳しい査定の中での編成をされました。というのも、予算審査の中でも申し上げましたように、第4次総合計画、10年が過ぎて、本年4月からの第5次総合計画に基づいた住民主導型による予算編成で行っていきたいということも聞いております。そんな中で、やはり厳しい執行が求められるところではありますが、住民生活に直結した部分には所要の予算措置もされており、また、公平・公正なという部分についても必要経費が認められていると、そういうところが計上されていると思います。

よって、本案については賛成するところでもあります。

ただ、付して申し上げますが、この厳しい財政状況の中でもありますので、その執行に際しては十分意を払っていただくことを付して賛成をしたいと思いません。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第24号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数です。よって、議案第24号 平成25年度平群町一般会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号 平成25年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第25号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号 平成25年度平群町国民健康保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第26号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 27 号 平成 25 年度平群町水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山口君。

○ 6 番

水道事業会計についても予算委員会で反対いたしました。これについても以前から県営水道の受水費が下がっているのだから、その一部でも料金値下げという形で住民の皆さんに還元すべきだということはずっと申し上げてきました。経営上いろいろな経費が必要だと、こういう説明でありますけれども、それは県営水道の引き下げがなかってもそういう経費は必要だったはず。要は町の姿勢の問題だと考えています。住民の暮らしに思いをいたせば、当然引き下げとなるはず。それを全くしていない、そういうこの平成 25 年度水道事業会計予算には反対をいたします。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。下中君。

○ 10 番

平成 25 年度平群町水道事業会計予算については、賛成の立場で討論をいたします。

長期低迷の中、住宅の建築戸数もやや伸び悩んでいるところで、加入者も若干伸び悩んでいるという現実であります。そんな中、特にまた各住民の方が節水状況の中で使用料についても大きな伸びはなく、横ばい状態かなというふうにも思っております。そういう収益的収支の大半を占める使用料についてもそんなような状態の中で、上下水道課としては膨大な資産の管理、耐震化、また危機管理に対して所要の予算を割いていくということも言明されております。特に、反対討論の中にもありましたけれども、県水の受水費については加入者に還元すべきではないかということもございましたけれども、やはりいま申し上

げましたように施設の危機管理、そういう面に十分に充てていくということで
言明もされておりますので、また特に私たち住民生活の中には清浄で安全な水
を供給するためには、なお一層の健全な会計を望むものであり、本案について
は賛成をしたいと思います。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第27号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま
す。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数です。よって、議案第27号 平成25年度平群町水道事業会計予
算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号 平成25年度平群町下水道事業特別会計予算についての委員
長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第28号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号 平成25年度平群町農業集落排水事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第29号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号 平成25年度平群町学校給食費特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第30号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号 平成25年度平群町介護保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第31号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 3 2 号 平成 2 5 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第 3 2 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 3 3 号 平成 2 5 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第33号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号 平成25年度平群町用地先行取得事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第34号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

追加日程第1 議案第35号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第35号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

ちょっと簡単に聞きますけど、その主幹級の7.6っていう、えらい半端な数字が出てるんですけどね、これは何か意味があるんですか。その辺の説明だけ。組合と話し合いをされてるということは聞いてますんで、それについてどうかということないんですが、何か意味合いがあるとか、以前は7%だったと思うんですけども。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

この間、カット率につきましては、職員組合とは一般職を前提に6%ということで妥結しました。そういう交渉の中でも一般職と管理職の差別化っていうんですか、その議論もあったんですけども、最終的には財政難を理由として経営責任の観点から応能責任ということも含めて差別化を、管理職と一般職を分けて率を決めるというふうにさせてもらいました。で、なぜ7.6かということですけども、これにつきましては、これまで14年間に及びまして管理職手当のカットがずっと来ました。それで、管理職においては基本給のカットに加えて引き続き管理職手当のカットもなりますとダブルパンチということもありますので、またその管理職手当そのものも他市町村に比べると非常に低い、そういう現状がございましたので、そういうことも含めて、今回管理職手当のカットについては復元をさせてもらおうかなと。その上で、全体の均衡を図っていかなければならないということで、逆算をして復元するに当たっても、今回の給与カットにおきましては一般職のカット率を下回らないようにということの配慮の中での設定とさせていただきます。

○議長

繁田君。

○11番

お話し合いの結果、いま提案されたとおりのカットに決まったというふうに

聞いてるんですけども、これ、年間の総額にするとどれぐらいの金額になるんでしょうか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

試算でありますけども、約6,100万程度の減になります。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第35号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第1号 平群町議会基本条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第1号

平群町議会基本条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2

項の規定により提出する。

平成25年3月15日

提出者 山口昌亮

賛成者 井戸太郎

平群町議会基本条例の一部を改正する条例

平群町議会基本条例（平成22年3月平群町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「委員会にあっては、法第109条、法第109条の2及び法第110条の規定による」を削る。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。山口君。

○6番

この条例改正案はですね、地方自治法の改正によって、その本会議においても委員会同様に公聴会の開催や参考人の招致ができるようになりました。そのためですね、本町議会でも本会議で公聴会の開催や参考人の招致ができるようにするために、この条例を、本条例のですね、条文の整理を行うためのものです。そういうことですので、以前に説明したとおりでありますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより発議第1号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第14 発議第2号 平群町議会委員会条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第2号

平群町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成25年3月15日

提出者 山口昌亮

賛成者 井戸太郎

平群町議会委員会条例の一部を改正する条例

平群町議会委員会条例（平成3年12月平群町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条中第4項を第7項とし、第1項から第3項までを3項ずつ繰り下げ、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

- 1 議員は、少なくとも一つの常任委員となるものとする。
- 2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。
- 3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第12条の見出しを「（委員長、副委員長、委員の辞任）」に改め、同条第2項本文中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議 長

提出者の提案理由説明を求めます。山口君。

○ 6 番

この条例改正案についても、地方自治法の一部改正によるもので、委員会に関する規定が簡素化されたと、そのため委員会の選任方法、それから在任期間について、これまで法律で定めていた事項を各自治体の条例に委任されたことに伴って行うものです。これについても以前に説明してるとお思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより発議第2号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第15 発議第3号 平群町議会会議規則の一部を改正する規則について

て

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第3号

平群町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成25年3月15日

提出者 山口昌亮

賛成者 井戸太郎

平群町議会会議規則の一部を改正する規則

平群町議会会議規則（平成3年12月平群町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第13章 懲罰（第110条－第116条）

第14章 会議録（第117条－第120条）」

を

「第13章 懲罰（第110条－第116条）

第14章 公聴会（第117条－第122条）

第15章 参考人（第123条）

第16章 会議録（第124条－第127条）」

に、

「第15章 全員協議会（第121条）」

を

「第17章 全員協議会（第128条）」

に、

「第16章 議員の派遣（第122条）」

を

「第18章 議員の派遣（第129条）」

に、

「第17章 補則（第123条）」

を

「第 19 章 補則（第 130 条）」

に改める。

第 17 条第 1 項中「法第 115 条の 2」を「法 115 条の 3」に改める。

第 73 条第 2 項中「法第 109 条の 2 第 4 項」を「法第 109 条第 3 項」に改める。

第 17 章中第 123 条を第 130 条とする。

第 17 章を第 19 章とする。

第 16 章中第 122 条を第 129 条とする。

第 16 章を第 18 章とする。

第 15 章中第 121 条を第 128 条とする。

第 15 章を第 17 章とする。

第 14 章中第 120 条を第 127 条とし、第 117 条から第 119 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 14 章を第 16 章とする。

第 116 条の次に次の章名、6 条、章名及び 1 条を加える。

第 14 章 公聴会

（公聴会開催の手續）

第 117 条 議会が、法第 115 条の 2 第 1 項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第 118 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第 119 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第 120 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第121条 議員は公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章 参考人

第123条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第120条((公述人の発言))、第121条((議員と公述人の質疑))及び第122条((代理人又は文書による意見の陳述))の規定を準用する。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由説明を求めます。山口君。

○6番

この会議規則の改正についてもですね、地方自治法の改正によるもので、本会議において委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができるようになったため、新たにその手続を定めるとともに条項がずれていきますので、それに伴う条文の整理をするために行うものです。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより発議第3号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第16 発議第4号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第4号

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成25年3月15日

提出者 窪 和子

賛成者 高 幣 幸 生

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等の様々な症状が複合的に発症する疾病と言われている。

医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきた。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労も計り知れないものがある。

平成23年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の報告書に、「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決して希ではない」と明記され、このことにより外傷による髄液漏れはあり得ないとの医学界の常識を覆す結果となった。

さらに、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、昨年5月に、治療法である硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッドパッチ療法）が「先進医療」として承認され、7月から平成26年度の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準作りが開始された。

また、研究班による世界初といわれる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっているが、脳脊髄液減少症患者の約8割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられている。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成26年度に保険適用とすること。
2. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成25年度以降も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
3. 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
4. ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に最低1カ所設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○8番

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読をしていただきましたが、脳脊髄液減少症とは交通事故を初め、転倒やスポーツ外傷、体に衝撃を受けたことなどが原因で、脊髄硬膜から脳脊髄液が漏れ、脳脊髄液が減少してしまう病気であります。脳脊髄液が減少することで大脳や小脳はそれとともに下がってしまい、脳と頭蓋骨をつないでいる神経や血管が引っ張られて、脳の機能が低下するために、神経系の症状、激しい頭痛や首の痛み、めまい、倦怠、視機能障害、吐き気、耳鳴りなどのさまざまな症状が出ます。子どもの場合は、そのような症状が出ていても、思春期にあらわれる起立性調節障害などの病気と症状が似通っているため、病名にたどり着き、適切な診断治療までは時間がかかるケースが多いのが現状であります。治療方法のブラッドパッチ療法とは、患者さん御本人から採取した血液を脳脊髄液が漏れている部位の硬膜外腔に注入し、凝固した血液で漏れる部分をふさぐ治療方法であります。現在、この治療法を受ける場合、費用は全額自己負担となります。有効性が認められつつも、保険適用外であり、診断基準も定まっていないため、患者本人はもとより家族の苦労もはかり知れません。県内では平成24年1月現在、6カ所の医療機関で診療が行われ、そのうちの2カ所でブラッドパッチ療法が実施をされております。脳脊髄液減少症は病名からすると特殊な病気のように考えられがちですが、いつでも、だれでも、日常的な出来事によって引き起こされる身近な病気であります。脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を図るため、ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成26年度には保険適用されることなどを求める意見書を提出をさせていただきます。どうか皆様に御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

局長より発言を求められておりますので許可します。局長。

○局長

それでは、ちょっと議事日程のところに発議第4号「ブラット」って書いてますが、「ブラッドパッチ」のほうに訂正。きょうの議事日程表、第4号の分なんですけども、「ブラット」って書いてるんですけど、「ブラッド」に訂正のほうよろしくお願ひします。

○議長

それでは、これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。
これより発議第4号について採決を行います。
本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第17 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、ごあいさつをお願いいたします。町長。

○町 長

議員各位におかれましては、11日間の議会期間中、熱心な御審議をいただいたところでございます。おかげさまで本定例会に上程させていただきました案件はすべて可決、承認いただきまして、まことにありがとうございました。

今年度におきまして土地開発公社の解散が実現し、これまでの大きな懸案事項につきましては一定のめどをつけることができました。今後におきましては、いま一段の財政健全化に努めると同時に、駅周辺整備事業や企業誘致、バイパス沿いへの大型店舗の誘導、農業の6次産業化や観光振興、さらに小学校の再編成と幼保一体化の実現、加えて図書館と文化ホールなど、新たな展開に向けた取り組みを進めてまいります。

第5次総合計画にも盛り込みましたように、今後のまちづくりにおきましては、住民の皆様との協働という視点がより強く求められています。行政が責任を持って取り組む施策と住民とともに取り組む施策、そして住民主体で取り組んでいただく事業というぐあいに、お互いの役割分担、行動指針も明確にしていきたいと考えています。同時に、実効性のある目標指標の設定も行いながら、高齢者から子どもまでが安心して暮らせる緑豊かで心豊かな子どもの歓声が聞こえるまちの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、いままで以上に情報の発信を強化し、行政と住民との情報の共有、課題の共有に努めてまいりたいと考えているところであります。議員各位のより一層の御指導御鞭撻、御協力をお願いいたしまして、閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって平成25年平群町議会第1回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 4時16分)